

＜参照条文＞

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三の二 （略）

四 作業環境測定 作業環境の実態をは握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

（作業環境測定）

第 65 条 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

2 前項の規定による作業環境測定は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。

3～5 （略）

（作業環境測定の結果の評価等）

第 65 条の 2 事業者は、前条第 1 項又は第 5 項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の評価を行うに当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従って行わなければならない。

3 事業者は、前項の規定による作業環境測定の結果の評価を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を記録しておかなければならない。

労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）（抜粋）

（作業環境測定を行うべき作業場）

第 21 条 法第 65 条第 1 項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

- 一 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 二 暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 三 著しい騒音を発する屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 四 坑内の作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 五 中央管理方式の空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができるとする設備をいう。）を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの
- 六 別表第 2 に掲げる放射線業務を行う作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 七 別表第 3 第 1 号若しくは第 2 号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場

((略)を除く。)、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

八 別表第4第1号から第8号まで、第10号又は第16号に掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)を行う屋内作業場

九 別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場

十 別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを行う屋内作業場